

平成27年5月27日
環 境 局

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

東京都は、本日付けで産業廃棄物処理業者1者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、下記のとおり許可取消しの行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

次の産業廃棄物処理業者は、千葉県知事から廃棄物処理法違反（使用済自動車の再資源化等に関する法律第122条第8項の規定により産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処理業者とみなして適用される廃棄物処理法第14条の3の3 名義貸し）により、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けました。

このことは、廃棄物処理法で規定する許可の欠格要件に該当するため、許可を取り消しました。

（廃棄物処理法第14条第5項第2号イ該当）

名 称	有限会社A
代表者氏名	B
住 所	千葉県内
許可の種類	産業廃棄物収集運搬業の許可
処分内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

【問合せ先】

環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
直通電話 03（5388）3446